

令和2年6月25日

曹洞宗寺院関係者各位

曹洞宗宗務庁

新型コロナウイルス感染症に対する各種法要執行の基本指針

このたび、各種法要の執行における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための基本指針を策定しました。感染拡大防止に最大限の注意を払うことが、寺院の社会的責任です。檀信徒の皆さまにその取り組みへの理解を促し、協力をいただくことが、命を守ることに繋がります。つきましては、感染拡大防止に向け、檀信徒や関係の皆さまとご相談のうえ、下記のとおり法要等を執行していただくようお願いいたします。

当然ながら、さまざまな事情により、本指針のとおりに執行することができないこともあるかと思えます。その際は、その状況に応じた最大限の努力をしていただきますよう、お願いいたします。

- 1、法要施設が「密閉空間」「密集場所」「密接会話場面」が発生しないよう措置を講じる。
- 2、健康状態が思わしくない方（体温37.5度以上又は基礎疾患患者）や3週間以内に海外渡航歴のある方の参列は控えるよう施主等と相談する。
- 3、導師、随喜寺院及び参会者の手洗いと消毒剤による手指の消毒を徹底する。
- 4、参会者のマスクの着用を徹底する。
- 5、導師並びに随喜寺院のマスクの着用を徹底する。ただし、参会者と2メートル以上の身体的距離を確保できるときは、この限りではない。
- 6、随喜寺院及び参会者の滞在時間が短くなるよう法要を可能な限り簡潔にする。
- 7、参会者が法要施設を出入りする際や焼香する際は、列が密集することのないよう身体的距離を確保して移動させる。
- 8、同日内に複数の法要を行う場合は、共同使用の部位・物品を毎回消毒する。
- 9、法要前後の飲食・会食を控えるよう促す。そのような席が設けられた場合、僧侶は辞退する。

以上